

業者名	登録部門	所在地	指名停止等の区分	指名停止等の期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社物加波電設草津営業所	物品および役務提供等	草津市野村7丁目2-1302号室	指名停止 6月	令和7年11月21日から令和8年5月20日まで	「草津市物品等の指名停止等に関する基準」別表第1第3項第1号	草津市が発注した「新型Jアラート受信機」において、業務を履行することが不可能となり、令和7年10月31日付けで物品購入契約約款第8条第1項4号に基づく契約解除となった。 このことは、「草津市物品等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により、別表第1第3項第1号に該当する。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 6月	令和7年12月4日から令和8年6月3日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「高穂中学校体育館トイレ改修工事」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 12月	令和7年12月22日から令和8年12月21日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「草津小学校トイレ等改修工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年2月12日から令和10年2月11日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「改良住宅分離適合工事（R06-宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6

						月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社松井緑地産業	建設工事	草津市新浜町164番地	指名停止 6月	令和8年2月25日から令和8年8月24日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「道路路肩他草刈業務（北工区）」について、履行した業務の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。